

## 第1回 外部評価委員会 議事要録

【日 時】 2025年 4月 3日 (水) 14:00～15:30

【場 所】 特別会議室 および Web 会議 (Teams)

【議 事】 1. 出席者、議題の確認  
2. 委員会の規則、要領について  
3. 民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に係る評価プロセスの  
運営・維持について【審議】  
4. 連絡事項、その他

【資 料】 1-1 出席者リスト  
2-1 認定申請書 (別紙)  
- 2 設備技術規格評価委員会 規則\_改正(20241113)  
- 3 民間規格等の審議に係る要領\_制定(20240628)  
- 4 民間規格等に関する設備技術規格評価委員会規格番号の付与に係る  
要領\_制定(20240628)  
- 5 情報公開等に係る要領\_制定(20240628)  
- 6 外部評価等に係る要領\_制定(20240628)  
- 7 異議等申立対応要領\_制定(20240628)  
- 8 2024年度 事業計画および予算概要  
3-1 外部評価書 (案)

### 【議事要旨】

#### 1. 出席者、議題の確認

(事務局) 資料1-1のとおり、出席者は外部評価委員3名のほか、設備技術規格評価委員2名(幹事)、プロセス評価委員1名(委員長)、経済産業省3名および傍聴者3名であることを報告します。

(阪上委員長) 議事次第にございますように、この後、外部評価委員会の役割等について委員会の規則および要領により説明させていただきました後、民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に係る評価プロセスの運営・維持についてご審議をいただきたいと思います。最後に連絡事項、その他ということになります。

それでは、議事2.の委員会の規則、要領についてということで、こちらは事務局の方から説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## 2. 委員会の規則、要領について【審議】

(事務局) 資料2-1~8を用いて、規則および要領の要点、特に外部評価委員会に関わりが深い箇所について重点的に説明するとともに、併せて2024年度の事業計画および予算概要についても説明した。(説明の詳細は割愛し、以下は質疑のみ記載する。)

(阪上委員長) これまでのご説明で、何かご質問とかご意見があればお受けしたいと思います。

(塩森委員) 資料2-2の設備技術規格評価委員会 規則 第1条のハイライトしている部分で、コンビナート等保安規則第94条とあるが、他では第49条と記載されており間違いではないか。

(事務局) ご指摘のとおり第94条は間違いで、第49条が正しいです。誤記ではありますが、規則の修正につき設備技術規格評価委員会での審議が必要となりますので、この委員会で規則を修正することは出来ませんが、外部評価委員会が出されたコメントとして議事要録に記載させていただきます。念の為、規則の原本を確認のうえ、原本にも誤記があれば設備技術規格評価委員会にて修正していただきます。

(阪上委員長) 他には如何でしょうか。オンライン参加の植木委員は、如何でしょうか。

(植木委員) 私から特段には、今のところございません。

(阪上委員長) 設備技術規格評価委員会 規則の誤記に関しては、前後の文脈や内容等から明らかに第94条というのは第49条のタイプミスと思われるので、別途、規則は正式に改正していただくとして、本日の外部評価委員会では、第94条は第49条の誤記であるという前提で予定とおりに進めさせていただきたいと考えますが如何でしょうか。

(塩森委員) はい。

(植木委員) はい。

(阪上委員長) 続きまして、審議事項に入らせていただきます。議事3. の民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に係る評価プロセスの運営・維持についてということで、これまでの委員会開催の経過等を時系列でご説明いただいたうえで、審議に入りたいと思います。それでは、事務局の方で委員会の経過等を時系列でご説明をお願いいたします。

(事務局) 資料3-1として外部評価書(案)を作成させていただきました。この外部評価書(案)は、年に一度、外部評価を行うと定められておりますので、年度で区切るものとしています。つまり、この委員会は昨年6月28日付けで認可されておりますので、6月28日以降、年度末の2025年3月31日までを評価対象期間としております。

今回、設備技術規格評価委員会あるいはプロセス評価委員会で評価した規格は、WES 9801:2024「特定認定高度保安実施者による保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)」の1件なので、この1件の規格を評価したプロセスを外部評価委員会で評価していただくということになります。

まず、I. 委員会の活動状況を説明させていただきます。ここでは左側から、各活動の実施日、項目、委員会の議事や主な活動内容、特記事項ということでトピックス等を記載していますので、評価対象期間に実施された活動につきまして、実施日の順に説明します。

8月8日に第1回設備技術規格評価委員会を開催しております。その時の議事は、ここの1番から8番まで記載されている内容です。1番と2番は本日も説明したような内容を説明させ

ていただきました。3番目以降の審議事項ですが、委員会規則に基づいて委員候補による相互承認ということで、各委員候補の推薦書を確認していただいて、この委員会の委員として相応しいかどうかを相互に承認にさせていただくというところを行いました。右側の特記事項に記載されているとおり、委員12名が相互承認されています。4番目として、委員長と副委員長を相互承認された委員の中から選任するというところを行い、それぞれ1名ずつ選任されています。5番目で幹事と外部評価委員会の委員について、規則に基づいて委員長に任命していただいております。5番目まで終わったところで、委員会としての体制が整ったということになります。6番目で事務局が作成した2024年度の事業計画（案）について、審議していただき承認されました。WES 9801:2024について民間規格評価機関として認定されてから、7月頃に評価申請がありました。当時はまだ公募していませんので、個別で申請がありました。その1件について評価していく事業計画を承認していただきました。7番目では、今後評価する予定のWES 9801:2024について、規格を作成した団体から概要を説明していただいております。8番目では、事務的な連絡をしております。これら議事内容に関する資料はホームページでも閲覧できますが、この外部評価書のIV. 資料の各項目をクリックしていただくことも確認することができます。

8月16日に第2回設備技術規格評価委員会を開催しております。出席者、議題の確認のあと、議事の2番目として第1回の議事要録（案）について審議しました。3番目では、経済産業省から委員候補1名の推薦がありました。4番目では、評価案件の審議ということで、民間規格の技術評価書（案）の審議を開始しましたが、この委員会では結論は出ませんでしたので次回委員会へ持ち越しとなりました。5番目は事務的な連絡を行いました。

11月13日に第3回設備技術規格評価委員会を開催しております。なお、この委員会で議決を採るに至らなかった議事の3番目と4番目については、書面審議を12月25日に行っております。議事の1番目では、出席者と議事の確認を行いました。2番目では、規則の改正を審議しました。承認された改正の内容は、経済産業省が設備技術規格評価委員会の委員1名を推薦できるものとする改正と、プロセス評価委員の委嘱時点での年齢の改正です。この規則の改正に伴い、第2回設備技術規格評価委員会で経済産業省より推薦された委員1名が設備技術規格評価委員会の委員として加わりました。議事の3番目は評価案件の審議、4番目については、技術評価書（案）が承認された後に実施するパブリックコメントの公募（案）の審議となりますが、いずれも書面審議で承認していただいております。

12月18日に第1回プロセス評価委員会を開催しております。1番目と2番目の議事では、出席者、議題の確認と規則、要領について説明しています。3番目の議事では、委員候補による相互承認の後、委員長と副委員長の選任を行っていただきました。プロセス評価委員会の委員には、設備技術規格評価委員会の委員も兼任すると定められていますので、総勢29名のうち設備技術規格評価委員会の委員13名が兼任しています。ただし、プロセス評価委員会の委員長と副委員長は、設備技術規格評価委員会の委員を兼任する委員からは選出できないと定められていますので、設備技術規格評価委員会の委員を兼任しない委員16名の中から選任されています。また、プロセス評価委員会は、設備技術規格評価委員会の委員を兼任しない委

員が多数の状態で開催しなければならないとも定められています。プロセス評価委員会の議決において、設備技術規格評価委員会の委員が大きな影響を与えないようにする配慮されたルールとなっています。11月13日の設備技術規格評価委員会および12月25日の書面審議にて概ね技術評価の目途が立っているということで、パブリックコメント後に全体評価を行う予定でしたので、8月8日の設備技術規格評価委員会と同様に評価対象規格の概要について、規格作成団体より説明していただいております。

12月26日から翌年の2025年1月24日に30日間のパブリックコメントを実施しました。設備技術規格評価委員会で承認された技術評価書（案）およびパブリックコメント公募（案）に基づき委員会のホームページ上でパブリックコメントを告知しております。公募の結果、意見はございませんでした。

2025年2月3日から2025年3月31日までの期間、「2025年度高圧ガス保安法における民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価申請について」ということで、公募を行ったところ、評価対象規格であるWES 9801:2024を申請された団体から1件の応募がありました。WES 9801:2024の改訂版のようで、WES 9801:2025という規格番号が採番されております。ただ、この規格は未だ正式には制定されておらず、今後、パブリックコメント等を経て、日本溶接協会での正式な手続きが必要なので、おそらく7月以降に発行されるのではないのでしょうか。従いまして、当委員会で審議できるのは早くも8月頃と見込んでおります。

2025年3月4日に第2回プロセス評価委員会を開催しております。前回の議事録（案）について審議していただいたのと、全体評価の審議を行っていただいております。この3月4日には全体評価の審議が完了しませんでしたので、4月2日に書面審議を行っております。3月4日に対面審議と4月2日の書面審議にて全体評価書（案）が承認されました。この書面審議は3月を越えて4月ではありますが、3月4日の委員会の審議事項に関する書面審議ということで活動状況に加えさせていただきます。

活動状況としましては以上となります。

（阪上委員長）ありがとうございました。時系列でご説明いただいた活動状況に関して、何かご質問がございましたらお願いいたします。

（牟田室長）経済産業省の方から1点質問させていただきます。活動状況の1番最後の4月2日の書面審議で、規格の正誤表および解釈Q&Aの発行について事実確認のうえ、書面審議により全体評価書（案）が承認されたということですが、今回、正誤表と解釈Q&Aが追加されまして、WES 9801が修正されたということだと承知しておりますが、審議対象でございますWES 9801が修正された中で、プロセス評価委員会に加えまして、設備技術規格評価委員会でも再度確認することも有り得たと思いますが、特段、設備技術規格評価委員会を開催しなかったというのは、こういった考え方に基づくものでしょうか。

（阪上委員長）事務局から回答をお願いします。

（事務局）ご質問のありました第2回プロセス評価委員会の件ですが、特記事項に正誤表と記載していますが、正しくは訂正票となりますので、最終的に外部評価書を訂正させていただきたいと思っております。訂正票と解釈Q&Aの発行について、事務局の方で証跡を確認しましたので、その

うで書面審議をして承認されたということです。ただ今のご質問は、評価した WES 9801 に関わる内容に設備技術規格評価委員会で確認されていない内容が含まれているが、設備技術規格評価委員会でもう一度審議するといった対応をしないのは何故か、ということでしょうか。

(牟田室長) はい。

(事務局) まず、外部評価委員会の皆様に理解していただくために、一点目の訂正票について補足させていただきます。訂正票に記載されている内容は、設備技術規格評価委員会で承認した技術評価書の段階では、全体評価書(案)の資料1 資料4に示すとおり、正誤票でございました。これが最終的には第2回プロセス評価委員会での委員からのコメントに基づいて、この正誤票の誤字脱字の訂正に加えて、一部の解説について補足説明ということで、最終的に正誤表の内容を含む1件の解説の修正を加えて、訂正票として発行されました。従い、設備技術規格評価委員会で確認されていない内容というのは、この訂正票に記載されている内容のうち、解説の修正部分となります。この解説の修正により、設備技術規格評価委員会での再審議を必要としないとしたのは、規格の技術的な内容を修正するものではなく、規格の主旨をより分かり易くするものであり、規格自体の技術的な内容の評価に影響するものではないと判断されたものと理解しております。

もう一つの解釈Q&Aですが、規格を作成した日本溶接協会のホームページ上にて規格と共に参照できる状態になっております。設備技術規格評価委員会での審議において、規格の解釈に関する問い合わせリストを発行することを技術評価書の附属書Iおよび資料2 別添資料1 8にて確認していましたが、その問い合わせリストの内容が第2回プロセス評価委員会にて解釈Q&Aとして具体化されたものです。また、その内容は設備技術規格評価委員会での審議における委員コメントおよびコメントへの対応として技術評価書の資料3に公開されている内容であり、その内容を規格作成団体の方で全て解釈Q&Aに含めていただいていることを今回確認したということになります。従いまして、解釈Q&Aの発行に関して、設備技術規格評価委員会で議論されていない内容が含まれているということではありませんので、設備技術規格評価委員会での再審議が必要なものではないと判断したということです。ただし、今般4月2日に書面審議の結果が出た訳ですが、その結果は、要領に基づき設備技術規格評価委員会へ通知することになります。今回は全員一致で承認されたことを全体評価書も添えて通知しますが、もし設備技術規格評価委員会側で、正誤表の内容に解説の修正を加えた訂正票や解釈Q&Aについて、規格の技術的な内容に大きく影響すると判断されれば、再審議等も含めた対応を検討されるものと考えていますが、前述したとおりプロセス評価委員会では設備技術規格評価委員会への差し戻し等は必要と判断しておりません。

なお、今後の評価においては、仮に設備技術規格評価委員会で技術評価書が纏められたとしても、プロセス評価委員会で技術的な検討が必要であるということが確認されましたら、プロセス評価委員会の指示に基づいて設備技術規格評価委員会での再審議を要請することも有り得るものと考えます。

(牟田室長) 良く理解できました。ありがとうございました。

(阪上委員長) 他にご質問等ございませんでしょうか。それでは、今までご説明いただきました経過を踏まえまして、規格評価プロセスへの適合状況の審議に入らせていただきたいと思います。資料の順に従って、①から順にご説明をお願いします。

(事務局) 先ほどの活用状況を踏まえまして、経済産業省の内規に基づいて規格評価プロセスの適合状況を確認していただくこととなりますが、左側の評価項目①～⑨は、経済産業省の「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規)」の別紙「民間規格評価機関の要件」2. 要件(3)規格評価プロセスより抜粋したもので、この内容に適合した運営が行われていなければならないということになります。

①の評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならないについては、適合していると判断しました。評価される民間規格に関係するものとして、一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会の関係者が第1回設備技術規格評価委員会から参加し、適宜意見も表明していただいている。なお、規則第4条において、設備技術規格評価委員会は、民間規格等に係る利害関係者を幅広く選任することとしており、石油コンビナート設備に係る規格であることから、学識者等に加えて事業者やエンジニアリング会社より委員に就任していただいていることから、①の要件を満たしているものと考えます。

(阪上委員長) それでは、ご説明いただきました①につきまして、原案どおり適合しているところでよろしいでしょうか。異議なしということで、ありがとうございます。それでは続きまして②の説明をお願いします。

(事務局) ②の民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならないについては、適合と判断します。規則第4条および第13条において、委員に対して一切の金銭的な制約や団体組織資格の会員資格を条件づけないと規定しており、委員個人の経歴や能力等で選任しています。また、規則第9条および第17条において、委員以外も委員会に参加できると規定しており、参加に特別な制約を設けていません。また、民間規格等の審議に係る要領1. 項にて、民間規格の評価申請の受付は公募により行うと規定しており、評価申請の受付は特定の団体や個人のみではなく、広く一般から行うものとしています。なお、規則第23条において、本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出することとしていますので、委員会への参加に会費や法外な申請料等を請求していません。ただし、その審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会の実費の負担を求めることができると規定しています。以上より、②の要件を満たしているものと考えます。

(阪上委員長) それでは、②につきましてご質問等はございますか。原案どおり適合しているところでよろしいでしょうか。異議なしということで、ありがとうございます。それでは続きまして③の説明をお願いします。

(事務局) ③の民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件づけてはならないについては、適合と判断します。先ほど説明したとおり、規則第4条および第13条において、委員に対して一切の金銭的な制約や団体組織資格の会員資格を条件づけないと

規定しており、委員は、個人の経歴や資質に基づいた推薦により選任されています。なお、各委員の推薦書については、一般に公開はしていませんが、各委員の皆様には相互承認の際に確認していただいておりますが、偏った団体から特別な枠で選任されていることはありませんので、③の要件を満たしているものと考えます。

(阪上委員長) それでは、③につきましてご質問等がございますか。原案どおり適合しているところでよろしいでしょうか。異議なしということで、ありがとうございました。それでは続きまして④の説明をお願いします。

(事務局) ④の民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならないについては、規則第20条および異議等申立対応要領に定めていますので、適合と判断します。なお、外部評価書(案)の確認内容に記載している「異議申立要領」は誤記につき、正式な名称である「異議等申立対応要領」へ修正します。

(阪上委員長) 外部評価書(案)に記載されている「異議申立要領」は、正式な名称である「異議等申立対応要領」に修正していただくということで、ご質問はよろしいでしょうか。それでは異議なしということで、ありがとうございました。それでは⑤のご説明をお願いします。

(事務局) ⑤の民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならないについては、規則第7条および第16条ならびに民間規格等の審議に係る要領2.項および3.項において、各委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を規定していることから、適合と判断します。なお、外部評価書(案)の確認内容に記載している「民間規格等制改定の審議に係る要領」は誤記につき、正式な名称である「民間規格等の審議に係る要領」へ修正します。

(阪上委員長) 外部評価書(案)の確認内容に記載している「民間規格等制改定の審議に係る要領」は、正式な名称である「民間規格等の審議に係る要領」へ修正していただくということで、判断としては適合ということでよろしいでしょうか。それでは異議なしということで、ありがとうございました。それでは続きまして、⑥のご説明をお願いします。

(事務局) ⑥の民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならないとあります。観点は5つあります。一つ目の観点は、技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。二つ目は検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。三つ目は評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであること。四つ目は関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮していること。また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない、というのは規格作成団体側での規格を作るうえでの要件と理解しますが、これら五つの観点についての評価はいずれも満足していると判断しますが、これらについては、技術評価書にて保安検査の方法としての保安面での妥当性についての評価結果としてとりまとめています。まず、技術基準で要求される性能との項目上の対応については、技術評価書 資料2 添付資料6 別添9、10-1

および 10-2 に明記されています。この規格は既に広く活用されている規格類に沿ったものであり、いずれも具体的な手法や仕様は、技術評価書 資料 2 添付資料 6 別添 9、10-1、10-2、20 および 21 に明記されています。三つ目の観点ですが、国際的に広く活用されている API/ASME 規格並びにこれに代替対応し得る国内規格を基礎母体として構成されており、技術評価書 資料 2 添付資料 6 別添 11 に明記したとおり規格体系として問題なく成立しています。次に基礎母体となる規格は、技術評価書 資料 2 添付資料 6 別添 11 のとおり現時点で最新知見に基づいた規格となっています。また、評価を行う民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性については、技術評価書 附属書 I にて確認しています。

(阪上委員長) ありがとうございます。ご質問ございましたらお願いします。⑥の項目について適合しているという判断でよろしいでしょうか。それでは異議なしということで、ありがとうございました。それでは続きまして、⑦のご説明をお願いします。

(事務局) ⑦の民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも 1 年に 1 回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでないについては、適合と判断します。規則第 3 条において、事業計画の策定を規定しています。また、情報公開等に係わる要領 3. (1)C 項において、事業計画を設備技術規格評価委員会のホームページで公開することを規定しており、実際に第 1 回 設備技術規格評価委員会にて承認された令和 6 年度の事業計画を設備技術規格評価委員会のホームページで公開しています。

(阪上委員長) ありがとうございます。ご質問ございましたらお願いします。⑦の項目について適合しているという判断でよろしいでしょうか。それでは異議なしということで、ありがとうございました。それでは続きまして、⑧のご説明をお願いします。

(事務局) ⑧の民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも 30 日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならないについては、設備技術規格評価委員会で技術評価書(案)が承認された後、ホームページにて意見募集を行っています。実際には 30 日間の期間、媒体としては設備技術規格評価委員会のホームページで募集し、結果として意見はございませんでした。また、パブリックコメントの実施にあたり、事前に経済産業省(高压ガス保安室)へ承認された技術評価書(案)とともに通知した後、ホームページ上で告知しています。

(阪上委員長) ありがとうございます。⑧の報告について、ご質問ございましたらお願いします。⑧の項目について適合しているという判断でよろしいでしょうか。それでは異議なしということで、ありがとうございました。それでは⑨ですが、ご説明をお願いします。

(事務局) ⑨の民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならないについては、民間規格のリスト化ということですが、該当なしと判断しました。理由としましては、ルールとしては民間規格等の審議に係る要領 3. 項(6)において、妥当性を確認した民間規格について、ホームページ上の規格リストに記載すると規定しています。また、当該民間規格を公開するにあたり、コンビナート等保安規則(昭和 61

年通商産業省令第88号)第49条の7の13第5項第3号に基づく保安検査の方法であることを明記するとともに、全体評価書を併せて公開するものとしていますが、現時点で公開されていませんので、適合ではなく評価なしと判断したものです。

(阪上委員長) それでは、ご質問ご意見をお聞きしたいと思います。

(塩森委員) こういう仕組みは初めてであり今まで存在していなかったものではあるけれども、ルールとしては作っていて、出来上がったらきちんとリスト化して公開するという仕組みは出来ているのであれば、基本的に適合で良いのではないかと。該当なしという評価だと、当該項目が関係ないと捉えられかねないのでは。

(阪上委員長) 植木委員は如何でしょうか。

(植木委員) はい、ありがとうございます。まず、事務局からいただいたご説明の中で、理解が出来なかった点があったので質問させていただきたいと思います。リストは準備していただいているけれども、まだ公開はされていないという状態なのでしょうか。

(事務局) そのとおりです。プロセス評価委員会の書面審議で議決いただいた後、設備技術規格評価委員会へ通知していますが、そこで異議なしということで返答があれば公開できるものと考えます。公開の手続きは事務局の作業となりますので、確かにそのとおり公開したかどうかは外部委員会で確認していただくしかないのですが、現時点では公開していないので該当なしとしています。

(阪上委員長) その点を踏まえまして、ご意見をいただければと思います。

(植木委員) 先ほどの経済産業省からのご質問を受けての事務局の回答を踏まえると、承認プロセスが完了しているのかという点もございますし、つまり承認した民間規格等と言えるものが今有るのかということが一点あるのと、その点を置くとしても、まだ公開には至っていないということ踏まえると、現時点で適合というのは躊躇を覚えるというのが正直なところでして、この点に関しては原案のとおり現時点では該当なしとして、来るべき次の機会に改めて審議させていただいて、きちんと公開がされているという状態になっていれば、その時点で適合という評価をさせていただくのはじっくりくると思ったところでございます。

(事務局) 一点よろしいでしょうか。今回の外部評価委員会は、評価対象期間を2025年3月末としております。第2回 プロセス評価委員会の書面審議は4月2日に実施していますが、これは3月4日の委員会の対面審議を受けての書面審議でしたので記載したものです。今議論いただいている⑨のアクションは明らかに4月以降となることも考慮して、該当なしと判断しています。

(阪上委員長) この場では、規則や手続きについては整えられているということは確認いたしました。公開はまだなされていないけれども、プロセス的には適合しているということなのですが、最終判断としては公開を待ってから、書面なりで諮ることとさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(塩森委員) 承知しました。

(阪上委員長) 植木委員、それでよろしいでしょうか。

(植木委員) それで結構です。ありがとうございます。

(阪上委員長) それでは、この⑨の項目については、準備が整い確認できましたら、書面でお諮りして適合と判断をさせていただきたいと思います。これで評価プロセスに関しては全て終了いたしました。次の異議等申立への対応状況については外部評価委員会の担当事項でございますので、事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局) 外部評価書(案)の3番目の異議等申立の対応状況についてですが、外部評価委員会を母体として異議等申立委員会を設置して異議等申立に対応する可能性があることから、今回だけでなく今後も外部評価委員会で報告させていただきます。評価項目ということで、①～④までを異議等申立対応要領に基づき定めています。これらに評価項目を追加することも削減することも外部委員会のご判断ということでよろしいかと思えます。

まず①の事務局は、異議等(異議、苦情)の申立の受付、リストへの登録および申立者への回答を適切に実施しているかについては、要領に受付、登録および回答の手順等を定めてはいますが、異議等の申立はありませんでした。

②の異議等を受け付けた場合、異議等申立審議委員会が適切に開催され審議されているかについては、異議等の申立はありませんでしたので該当なしとしています。

③の異議等申立審議委員会は、決定事項を設備技術規格評価委員会へ報告しているかについては、異議等申立がなく審議委員会は催されていませんので該当なしとしています。

④の設備技術規格評価委員会は、異議等申立審議委員会の決定事項にもとづき、必要な対応を実施しているかについては、異議等申立がなく審議委員会は催されていませんので特に対応を実施していませんので、該当なしとしています。

(阪上委員長) ありがとうございます。委員の皆様は、今後、異議等申立に関する対応をお願いすることがあるということをご理解いただきたいと思います。

それでは議事にもどりまして、3番目の審議事項までを終了させていただきましたが、全体を通じまして何かご質問等ございましたらお伺いしたいと思います。無いようですので、連絡事項をお願いします。

(事務局) 本日の委員会の内容については、事務局にて議事要録を作成いたします。議事要録は、本来であれば次回の委員会で承認ということになりますが、本日の委員会には規則の改正や事後に確認しなければならない項目もありますので、次回の委員会ではなくメール等の書面により議事要録を確認していただいて、議事要録の内容が確定次第、必要なアクションを取らせていただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(阪上委員長) 残り項目も併せて書面でお諮りするというので、よろしくお願いたします。それでは、第1回の外部評価委員会を終了させていただきます。委員の皆さん、オブザーバーで参加していただいた皆さん、ご協力ありがとうございました。

以上